

## 令和8年度診療報酬改定

2月13日、厚生労働省の諮問会議である中央社会保険医療協議会総会にて令和8年度診療報酬改定の答申が行われました。本号では、その内容の一部を紹介します。

### トピック解説

#### 【入院料に包括されない除外薬剤・注射薬の範囲の見直し】

包括評価を受けている入院料では、薬剤や注射薬も包括されていますが、高額な薬剤などで、患者の入棟を妨げることはあってはなりません。医療機能に応じた患者の入棟を円滑にする観点から、入院料に包括されない薬剤及び注射薬について範囲が見直されました。

- 特定入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患病棟入院料、認知症治療病棟入院料及び特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の除外薬剤・注射薬に、抗悪性腫瘍剤、疼痛コントロールのための医療用麻薬及びエリスロポエチン等の腎性貧血に対して使用する薬剤を追加し、地域包括ケア病棟入院料等と包括範囲を統一する。
- 各入院料共通の除外薬剤に、生物学的製剤及び JAK 阻害薬（いずれも免疫・アレルギー疾患の維持期の治療に用いられており、他の治療薬で代替不能な場合に限り。）を追加する。

#### ● 別表第5の1の2が適用されていた入院料の除外薬剤・注射剤

- ・ インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限り。）
- ・ 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はH I V感染症の効能若しくは効果を有するものに限り。）
- ・ 血友病等の患者に使用する医薬品（血友病等の患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限り。）

#### ● 上記入院料で追加された除外薬剤・注射剤

- ・ 抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限り。）
- ・ 疼痛コントロールのための医療用麻薬
- ・ エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限り。）
- ・ ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限り。）
- ・ エポエチンベータペゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限り。）

#### ● 各入院料共通で追加された除外薬剤・注射剤

- ・ 生物学的製剤（免疫・アレルギー疾患の治療のために入院前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限り。）
- ・ J A K 阻害薬（免疫・アレルギー疾患の治療のために入院前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限り。）

# トピック解説

## 【外来腫瘍化学療法診療料の見直し】

悪性腫瘍の患者に対する外来における安心・安全な化学療法の実施を推進する観点から、外来腫瘍化学療法診療料について、要件を見直すとともに、皮下注射を実施した場合についても評価されることとなります

- 外来腫瘍化学療法診療料について、必要な診療体制を整備した上で皮下注射により外来化学療法を実施した場合の評価を新設する。
- 外来腫瘍化学療法診療料 1 について、患者の急変時等の緊急事態等に対応するための指針等の整備を要件とする。

## 【がん患者指導管理料の見直し】

悪性腫瘍の患者に対する診療方針等に関する患者の意思決定支援や、患者の心理的不安を軽減するための指導の実施を推進する観点から、がん患者指導管理料について、算定要件が見直されます。

- 診療方針を大きく変更する必要がある場合等においても重要な意思決定が必要であることから、がん患者指導管理料イの算定回数を見直す。

[算定要件]

注 1 イについては、… (略) … 患者 1 人につき 1 回に限り算定する。ただし、病状の変化に伴って診療方針の変更等について話し合いが必要となった場合は、更に 1 回に限り算定できる。

(参考) がん患者指導管理料

イ 医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合	500点
ロ 医師、看護師又は公認心理師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合	200点
ハ 医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合	200点
ニ 医師が遺伝子検査の必要性等について文書により説明を行った場合	300点

## 【閉鎖式接続器具を用いた抗がん剤投与時の評価の新設】

無菌製剤処理料 1 のイでは、薬剤の飛散等を防止する閉鎖式接続器具を用いて調製時に無菌製剤処理を行った場合は評価していますが、投与時のばく露防止対策については評価されていませんでした。今改定では、無菌製剤処理料について、抗がん剤投与時に閉鎖式接続器具を使用した場合について新たな評価が行われます。

- 無菌製剤処理料 1 の対象患者に対して、バイアル内外の差圧を調節する機構を有することにより、薬剤の飛散等を防止する閉鎖式接続器具を用いて無菌製剤処理を行い、かつ、患者への投与時にも閉鎖式接続器具を用いた場合の加算を新設する。

**(新) 投与時閉鎖式接続器具使用加算 150 点**

[対象患者]

無菌製剤処理料 1 の「イ」の対象患者

[算定要件]

閉鎖式接続器具を用いて無菌製剤処理を行い、かつ患者への投与時にも閉鎖式接続器具を用いた場合に算定する。

[施設基準]

(1) 外来腫瘍化学療法診療料 1 に係る届出を行っている保険医療機関であること。

出典：厚生労働省\_中央社会保険医療協議会 総会 (第647回) (2026/2/13) 総-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_70414.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70414.html)

(参考) G020 無菌製剤処理料

1 無菌製剤処理料 1 (悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者)	
イ 閉鎖式接続器具を使用した場合	180点
ロ イ以外の場合	45点
2 無菌製剤処理料 2 (1 以外のもの)	40点